

荒川右岸流域下水道終末処理場
下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託

入 札 説 明 書

令和 8 年 10 月

埼 玉 県

目 次

1	本件入札の主旨	1
2	委託の概要	1
	(1) 委託名称	1
	(2) 委託実施場所.....	1
	(3) 施設概要	1
	(4) 予定価格	2
	(5) 委託内容	2
3	入札参加に関する条件.....	2
	(1) 入札方法	2
	(2) 入札参加者の形態等.....	3
	(3) 入札参加者の資格.....	3
	(4) 参加資格要件確認基準日.....	4
	(5) 入札参加に関する留意事項.....	4
4	事業者決定の流れ.....	6
	(1) 入札参加資格の確認.....	6
	(2) 入札	6
	(3) 事務局	7
	(4) 事業者決定のスケジュール.....	8
5	入札の手続き	9
	(1) 入札等担当部局.....	9
	(2) 現場確認	9
	(3) 入札説明書等に関する質問の受付.....	9
	(4) 入札説明書等に関する質問に対する回答.....	9
	(5) 一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類の受付.....	10
	(6) 入札参加資格確認結果の通知.....	10
	(7) 資料の貸与	11
	(8) 貸与資料に関する質問.....	11
	(9) 貸与資料に関する質問に対する回答.....	12
	(10) 入札	12
	(11) 契約締結	13
	(12) 不落札理由の開示.....	13
6	委託の実施に関する事項.....	14
	(1) 総括責任者の選任.....	14
	(2) 業務の再委託等.....	14
	(3) 委託の継続が困難となった場合の措置.....	14

(4)	県による委託の実施状況の監視.....	15
(5)	危機管理対応.....	15
(6)	支払手続	15
7	契約に関する事項.....	15
(1)	契約保証金	15
(2)	契約保証金の免除.....	16

1 本件入札の主旨

埼玉県（以下「県」という。）は、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に貢献すると共に新たな下水汚泥の処分方法を確保することを目的として、県が供給する脱水汚泥を原料として燃料化物を製造し、燃料等として活用する民間企業等に長期的、安定的に供給する燃料化事業（以下「本事業」という。）を実施している。

本事業の一環として、新河岸川水循環センターに建設した汚泥固形燃料化施設（以下「本件施設」という。）において、本件施設の維持管理運転を行い燃料化物を製造してこれを売却し、有効利用する一連の業務（以下「維持管理及び燃料化物製造業務」）を平成27年3月から令和9年2月まで委託している。

令和9年3月以降の維持管理及び燃料化物製造業務を委託しようとするのが本委託である。

本委託は、民間事業者の持つ創意工夫及びノウハウの活用が期待できる「性能発注の考え方に基づく民間委託」とするもので、維持管理・運営の具体的手法について、民間事業者の創意工夫を生かして実施するものである。

県は、価格競争方式の一般競争入札により本委託を実施する事業者を選定し契約を締結するものである。

この入札説明書は、入札に参加しようとする者に配布するもので、併せて配布する入札公告、業務要求水準書、契約書（案）及び様式集をこの入札説明書と一体の資料とし、これらの資料をあわせて「入札説明書等」という。

なお、本書で記載されている「予定価格」とは、埼玉県流域下水道事業財務規程（以下財務規程という）第173条に規定する予定価格である。

2 委託の概要

（1）委託名称

荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託

（2）委託実施場所

埼玉県和光市新倉7丁目地内（新河岸川水循環センター）

（3）施設概要

ア 対象施設	新河岸川水循環センター下水汚泥固形燃料化施設
イ 施設能力	200t/日
ウ 計画汚泥量	62,050t-wet/年
エ 燃料化物生成予定量	16.4t/日

(4) 予定価格

- ア 予定価格は、維持管理業務予定価格【総額】と燃料化物買取単価予定価格【単価】それぞれに対して設定する。
- イ 予定価格は、落札者決定後に公表する。

(5) 委託内容

ア 履行期間

履行期間は、令和 9 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日までとする。

ただし、契約を締結した日から令和 9 年 2 月 28 日までの期間を準備期間として設ける。

また、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

イ 業務内容

本委託の業務内容は、以下のとおりとする。なお、具体的な内容については、「業務要求水準書」に示すものとする。

- ・維持管理実施計画の策定
- ・運転管理業務
- ・施設管理業務
- ・測定業務
- ・計量業務
- ・危機管理対応業務
- ・備品・消耗品の調達・管理業務
- ・薬品・燃料・水道・電気の調達・管理業務
- ・普及啓発活動
- ・維持管理運転マニュアルの確認及び訂正
- ・適正な維持管理のために必要となるデータの整理
- ・苦情に対する一次対応
- ・保守点検業務（日常点検、定期点検）
- ・修繕業務（定期修繕、大規模修繕、小修繕）
- ・燃料化物に関する業務（燃料化物の買取及び売却等）
- ・その他の業務（清掃、施設機能の確認業務等）

3 入札参加に関する条件

(1) 入札方法

一般競争入札（価格競争方式）による。

(2) 入札参加者の形態等

- ア 単体企業又は3者以内の共同企業体であること。
- イ 共同企業体の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して業務を実施し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。
 - 2者の場合 30パーセント以上
 - 3者の場合 20パーセント以上
- ウ 共同企業体の入札参加資格審査の申請及び共同企業体協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。
- エ 共同企業体の構成員は、当該業務に係る次に掲げる権限を代表構成員に委任するものとする。
 - (ア)入札及び見積りに関すること。
 - (イ)契約の締結に関すること。
 - (ウ)契約の履行に関すること。
 - (エ)代金の請求及び受領に関すること。
 - (オ)復代理人の選任に関すること。
 - (カ)前各号に付帯する一切のこと。
- オ 共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員中最大とする。
- カ 単体企業又は共同企業体における各構成員は、次に掲げる要件を満たすこと。
本入札に係るほかの単体企業又は共同企業体の構成員となっていないこと。

(3) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- ア 入札参加者（構成員を含む。）は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- イ 単体企業又は共同企業体の代表構成員は、次に掲げる実績のいずれかを有すること。
 - (ア)平成28年4月1日から本件公告日までの間に、下水汚泥固形燃料化施設、又は、下水汚泥焼却施設（ともに処理能力100t/日以上に限る。）のうち、新設または更新工事（機械器具設置工事又は電気設備工事を含む。）を元請として完成させた実績（ただし、特定建設工事共同企業体による施工実績は、単体企業又は共同企業体の代表構成員である時のものに限る。）。
 - (イ)契約の締結日にかかわらず、平成28年4月1日から本件公告日までの間に、下水汚泥固形燃料化施設又は、下水汚泥焼却施設（ともに処理能力100t/日以上に限る。）について1か年以上の運転管理業務を実施した実績。
- ウ 当該業務の実施期間中、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に

規定する有資格者を、単体企業又は共同企業体が総括責任者として1名専任で配置できること。なお、共同企業体の総括責任者は代表構成員の所属者を配置すること。

エ 単体企業又は共同企業体の構成員は、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(カ) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（「同族企業」という。）同士」の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

(キ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者

（４）参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類の受付締切日とする。

なお、基準日以降落札決定までの間に、上記（２）から（３）に定める入札参加者の資格を欠くこととなった場合、当該単体企業又は共同企業体は、失格となる。

落札決定後、契約締結前までに落札者が上記（２）から（３）に定める資格を有しなくなったとき契約を締結しないことがある。この場合、県は、損害賠償の責めを一切負わないものとする。

（５）入札参加に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、一般競争入札参加資格等確認申請書等の提出をもって、入札説明書等及び質問回答の内容を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

ウ 使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

入札及び契約履行に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

エ 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、県は、本委託の範囲において公表する場合、その他県が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を、契約期間満了後も無償で使用できるものとする。

オ 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、また、返却しない。

カ 県からの提示資料の取り扱い

県が提示する資料は、本件入札以外の目的で使用することはできない。

キ 配置を予定する下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に規定する有資格者の確認

有資格者は、構成員と一般競争入札参加資格等確認申請書の提出期限日の 3 か月以前から恒常的な雇用関係にあること。なお、配置を予定する有資格者を特定することができないときは、複数の候補者を資格確認資料に記載することができる。

ク 荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託共同企業体協定

入札に参加する企業体は、荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託共同企業体協定書（様式第 3 号-1）を締結した上で、当該企業体の代表構成員が資格確認書類として提出するものとする。

なお、代表構成員又は構成員の 1 者以上は、本店又は主たる営業所が県内にある企業であることが望ましい。

ケ 虚偽の記載の禁止

一般競争入札参加資格等確認申請書及び資格確認書類に虚偽の記載をした場合は、これらの書類を無効とする。

コ 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

サ 入札の取りやめ

入札において、妨害、不正行為、連合その他入札を公正に執行することができない事由を生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し又は入札を取りやめることがある。

シ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札参加に当たって必要な事項が生じた場合には、埼玉県荒川右岸下水道事務所ホームページ上にて通知する。

埼玉県荒川右岸下水道事務所ホームページ:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1502/index.html>

4 事業者決定の流れ

(1) 入札参加資格の確認

ア 入札参加者の提出する一般競争入札参加資格等確認申請書及び資格確認書類が適正であることを確認する。

イ 上記アを満足する入札参加者に対して、確認結果を電子メールで通知する。

ウ 上記アを満足すると認められない入札参加者に対しては、上記イと同様に入札参加資格が確認できなかった旨を通知する。

(2) 入札

(1) イで述べる確認結果通知書を受領した入札参加者による入札を執行する。1 者入札であっても入札を執行する。落札決定にあたっては、入札書に記載された、維持管理業務入札額【総額】及び燃料化物買取の入札額【単価】に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった維持管理業務額【総額】と燃料化物買取の単価の契約希望金額の各々について 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。また、燃料化物買取の入札額【単価】は 100 円以上とすること。

ア 開札

開札は、当該開札場所において、原則として入札参加者全員の立ち会いのもと行う。

イ 落札者の決定方法

県は、以下ウのいずれにも該当しない入札であって、財務規程第 173 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、価格の最も低い入札をしたものを落札者とする。

ウ 無効とされる入札

(ア)財務規程第 176 条の規定に該当する入札

(イ)埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 3 号)第 9 条に該当する入札

(ウ)虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書及び資格確認書類の提出をした者が

する入札

- (エ) 談合その他の不正行為があったと認められる入札
- (オ) 所定のものと異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札
- (カ) 一般競争入札参加資格等確認申請書及び資格確認書類を提出しない者がした入札
- (キ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった入札
- (ク) 燃料化物買取の入札額【単価】を 100 円未満とした入札

エ 入札回数

- (ア) 再度入札は 3 回までとする。
- (イ) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (ウ) 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
- (エ) 再度入札で落札者がいない場合、随意契約により契約を締結する場合がある。
- (オ) 入札に参加する者の数が 1 者であっても入札を執行する。

オ 入札の辞退

確認結果通知書を受領した入札参加者で入札を辞退するものは、令和 8 年 12 月 2 日（水）午後 3 時までに郵送により、様式第 3 号-5 の入札参加辞退書を県へ提出すること。

（３）事務局

事業者の募集及び決定に係る事務局は次のとおりとする。

担当窓口：埼玉県 荒川右岸下水道事務所 設備担当

住所：〒351-0115 和光市新倉 6 丁目 1 番 1 号

電話：048-466-9419

ファクシミリ：048-466-9418

電子メール：j7285501@pref.saitama.lg.jp

(4) 事業者決定のスケジュール

事業者の入札及び落札者決定等は、次の日程で行う。

入札公告及び入札説明書等の公表	令和8年10月30日（金）
現場確認申込期限	令和8年11月4日（水）
現場確認	令和8年11月2日（月） ～令和8年11月9日（月）
入札説明書等に関する質問の受付	令和8年10月30日（金） ～令和8年11月20日（金）
入札説明書等に関する質問に対する回答	令和8年11月30日（月）
一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類の受付	令和8年10月30日（金） ～令和8年11月13日（金）
入札参加資格確認結果の通知	令和8年11月20日（金）
資料貸与の申込期限	令和8年11月20日（金）
資料の貸与	令和8年10月30日（金） ～令和8年11月20日（金）
貸与資料に関する質問の受付	令和8年10月30日（金） ～令和8年11月20日（金）
貸与資料に関する質問に対する回答	令和8年11月30日（月）
入札書の受付	令和8年12月3日（木） ～令和8年12月10日（木）
入札・開札	令和8年12月11日（金）
契約締結	令和8年12月（予定）

5 入札の手続き

(1) 入札等担当部局

担当窓口：埼玉県 荒川右岸下水道事務所 設備担当

住所：〒351-0115 和光市新倉6丁目1番1号

電話：048-466-9419

ファクシミリ：048-466-9418

電子メール：j7285501@pref.saitama.lg.jp

埼玉県荒川右岸下水道事務所ホームページ：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1502/index.html>

(2) 現場確認

入札に参加することを希望する者は、事業者ごとに現場確認を行うことができる。現場確認を希望する者は、現場確認申込書(様式第1号-1)に必要事項を記入し、電子メールにより件名を「固形入札(現場確認)」として提出すること。なお、ファイル形式は、「Microsoft® Word for Microsoft 365 で読み書きができる形式」とする。

申込期限：令和8年11月4日(水)午後4時

ア 現場確認

県職員の立会のもと、下記のとおり、現場確認を行う。現場確認の方法については、参加希望者に別途、連絡する。

期間：令和8年11月2日(月)午前9時から令和8年11月9日(月)午後4時まで(土日祝日を除く)

(3) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。質問は、質問書(様式第2号)に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより件名を「固形入札(入札説明書等に関する質問)」として提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。なお、ファイル形式は、「Microsoft® Word for Microsoft 365 で読み書きができる形式」とする。

受付期間：令和8年10月30日(金)午前9時から令和8年11月20日(金)午後4時まで(土日祝日を除く)

(4) 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答を次のとおりと掲示する。回答は、入札説明書等と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

ア 回答方法

回答は、埼玉県荒川右岸下水道事務所ホームページ上に掲示する。

イ 回答予定日

令和 8 年 11 月 30 日（月）

（５）一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類の受付

ア 提出方法等

（ア）受付期間

令和 8 年 10 月 30 日（金）午前 9 時から

令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 4 時まで（必着）（土日祝日を除く）

（イ）提出方法

郵送（書留郵便又は簡易書留郵便によること。）もしくは電子メールによること。

電子メールの場合は、件名を「固形入札（一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類）」とすること。

なお、受付に際しては、提出書類の確認を行うので、事前に各自、（１）入札等担当部局に示す担当窓口に対して、提出する日時の事前連絡を行うこと。

イ 提出書類

（ア）一般競争入札参加資格等確認申請書及び資格確認書類

入札参加者は、次により一般競争入札参加資格等確認申請書及び資格確認書類を提出すること。

○一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第 3 号）

□資格等確認資料

- ・ 会社概要
- ・ 業務経歴書
- ・ 工事の実績を証明する書類
- ・ 運転管理業務を実施した実績を証明する書類
- ・ 国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿への登録証明
- ・ 本業務に専任で配置を予定する下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に規定する有資格者の氏名及び資格を証明する書類・上記有資格者と所属会社との間の恒常的な雇用関係が確認できる書類

□荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務共同企業体協定書（様式第 3 号-1）

（６）入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格要件を満足していると判断された者に対して、確認結果を令和 8 年 11 月 20 日（金）に電子メールで通知する。また、入札参加資格要件を満足していると判断されない者に対しても同様にその旨文書にて通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、埼玉県下水道事業管理者に対し、通知の日から 7 日以内に文書を持って説明を求めることが出来る。この回答については、受領日から原則として 5 開庁日以内に文書により行うものとする。

(7) 資料の貸与

ア 下記イに示す資料の貸与を希望する者は「資料貸与申込書」に必要事項を記入し、入札等担当部局に電子メールにより件名を「固形入札（資料の貸与）」として提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。なお、「資料貸与申込書」を持参した場合は、受理しない。

(ア) 受付期間

令和 8 年 10 月 30 日（金）午前 9 時から令和 8 年 11 月 20 日（金）午後 4 時まで（土日祝日を除く）

イ 貸与資料

附属資料

(ア) 管理範囲

(イ) 埼玉県荒川右岸下水道事務所流域下水道自家用電気工作物保安規程（新河岸川水循環センター）

(ウ) 流域下水道電気設備標準保守点検基準

(エ) 流域下水道機械設備標準保守点検基準

ウ 貸与の方法

郵送とする。

エ 貸与資料の返却

令和 8 年 11 月 20 日（金）午後 4 時まで（必着）に、書留郵便または簡易書留郵便により返却すること。

(8) 貸与資料に関する質問

貸与資料に関する質問を次のとおり受け付ける。質問は、質問書(様式第 2 号)に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより件名を「固形入札（貸与資料に関する質問）」として提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。ファイル形式は、「Microsoft® Word for Microsoft 365 で読み書きができる形式」とする。なお、貸与資料に関する質問は、入札参加資格確認結果通知を受理し入札参加資格要件を満足していると判断されたものに限り受け付ける。それ以外の者からの質問は無効とする。

令和 8 年 10 月 30 日（金）午前 9 時から令和 8 年 11 月 20 日（金）午後 4 時まで（土日祝日を除く）

(9) 貸与資料に関する質問に対する回答

貸与資料に関する質問に対する回答を次のとおりと掲示する。回答は、入札説明書等と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

ア 回答方法

回答は、埼玉県荒川右岸下水道事務所ホームページ上に掲示する。

イ 回答予定日

令和8年11月30日(月)

(10) 入札

ア 入札書の提出方法

提出方法は原則持参することとするが、郵送による提出も可とする。

イ 開札の場所及び日時

(ア) 場所

埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

埼玉県荒川右岸下水道事務所 3階小会議室

(イ) 日時

令和8年12月11日(金) 午前10時

ウ 入札時に提出する書類

(ア) 入札書(様式第4号)

(イ) 入札金額内訳書(様式第5号)

(ウ) 入札委任状(様式第6号)(入札の権限を委任された者が入札しようとするとき)

※上記(ア)及び(イ)は、任意封筒に封入すること。

エ 再度入札

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、開札時に引き続き再度入札を行う。再度入札は3回とする。

なお、再度入札によっても、落札者がいないときは、随意契約の方法により契約の締結をする場合がある。

また、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

オ 入札書提出先、受付期間及び提出方法

(ア) 入札書提出先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県下水道局荒川右岸下水道事務所設備担当 島ノ江、塚本

電話 048-466-9419(直通)

ファクシミリ 048-466-9418

(イ) 受付期間

令和 8 年 12 月 3 日（木）午前 9 時から令和 8 年 12 月 10 日（木）午後 4 時（必着）（土日祝日を除く）

(ウ) 提出方法

提出は原則持参とする。ただし、郵送による提出も可とする。書留郵便又は簡易書留郵便によること。

カ 入札保証金

(ア) 入札保証金の率

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の 100 分の 5 以上(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする)の入札保証金を納付するものとする。

(イ) 入札保証金の納付の方法

入札参加者は、入札参加資格確認結果通知書に同封する納付書兼領収書により、入札保証金相当額を、埼玉県下水道局出納取扱金融機関に払い込む。この場合、納付書兼領収書の写しを入札期限までに提出すること。

(ウ) 入札保証金の免除

次に該当する者は入札保証金を免除する。

保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。ただし、当該契約期間は、本件入札日から 2 か月以上の期間を有すること。この場合、当該保険証券を入札期限までに提出すること。

(エ) 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

キ 最低制限価格及び低入札調査基準価格
設定しない。

(11) 契約締結

落札者決定後、県と落札者は、速やかに契約を締結する。

(12) 不落札理由の開示

落札とされなかった入札参加者は、令和 8 年 12 月 18 日（金）までに不落札理由開示請求書を提出することにより、当該入札参加者が落札者とされなかった理由(当該請求者の行った入札が無効とされた場合は、その理由)の開示を請求できる。

6 委託の実施に関する事項

(1) 総括責任者の選任

本委託の実施にあたり、事業者は、総括責任者として現場に常駐できる者を専任し書面により県へ通知すること。

(2) 業務の再委託等

ア 本委託の実施にあたり、事業者は、本件業務の全部を一括して、第三者に請け負わせてはならない。

イ 事業者は、事前に県の書面による承認を得て、本件業務の一部を請け負わせることができる。

(3) 委託の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の債務不履行の場合

(ア) 事業者の提供するサービスが契約に定める水準を下回る場合及び事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は、事業者に対して改善通告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができる。事業者が是正勧告を受けた場合、県は事業者が当該業務の改善を行うまでの間、当該是正勧告の対象となった期間に対応する委託費の支払いを留保する。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、県は、契約を解除することができる。

(イ) 事業者である単体企業又は共同企業体の構成員が倒産し又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく委託の継続が困難と合理的に考えられる場合、県は契約を解除することができる。

(ウ) 上記(ア)又は(イ)において、県が契約を解除した場合、事業者は原則として原状回復義務を負うほか、事業者は、違約金を県に支払い、また、これにより生じた損害を県に賠償しなければならない。

イ 県の債務不履行の場合

(ア) 県の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、事業者は契約の解除を申し入れることができる。

(イ) 上記(ア)において、事業者が契約を解除した場合、県は、これにより生じた損害を事業者に賠償しなければならない。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合

不可抗力その他県及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合、県及び事業者双方は、委託継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に通知をす

ることにより、県及び事業者は、契約を解除することができる。

エ その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の精算方法の詳細等は、契約書で規定する。

(4) 県による委託の実施状況の監視

本事業の実施に際しては、県は、契約に基づき、事業者により提供されるサービスの履行確認等のため、本委託の実施状況の監視を行う。監視の詳細については、業務要求水準書に示す。

また、事業者は、自己診断を行い、業務要求水準書を常に満足するよう努める。

(5) 危機管理対応

事業者は、県が定めたマニュアルを満たすよう独自のマニュアルを作成し、危機管理事象が発生した場合はこれにより対応する。

(6) 支払手続

ア 事業者は、検査請求書及び月間業務報告書等を作成し、遅滞なく県に提出する。

イ 県は、検査請求書及び月間業務報告書等受領後 10 開庁日以内に検査を行い、検査結果を事業者に通知する。

ウ 検査結果を受領後、事業者は県に請求書を送付する。

エ 県は事業者から請求書を受領後、30 日以内に委託料を支払う。

7 契約に関する事項

(1) 契約保証金

ア 契約保証金の率

落札者は、落札価格の 100 分の 10 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の契約保証金を納付するものとする。ただし、入札保証金を納付したときはこれを充当するのでその差額を納付するものとする。

イ 契約保証金の納付の方法

落札者は、納付書兼領収書により、契約保証金相当額を、埼玉県下水道局出納取扱金融機関に払い込む。

ウ 契約保証金の納付に代えることができる担保

次のいずれかに該当するものを担保として提供することにより、契約保証金に代えることができる。その価値は、それぞれ掲げるものとする。

a 国債及び地方債債権金額

b 政府の保証のある債権額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と

異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額

- c 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
- d 銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形 手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
- e 銀行等に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- f 銀行等の保証 その保証する金額
- g 保証事業会社の保証 その保証する金額

(2) 契約保証金の免除

落札者が、保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。